

会 議 録 (案)

会 議 の 名 称	令和元年度 第1回藤井寺市総合教育会議
開 催 日 時	令和2年2月12日(水) 午後4時30分 ~午後4時46分まで
開 催 場 所	藤井寺市役所 3階 305会議室
出 席 者	<p>(構成員) 藤井寺市長 岡田 一樹          教育委員会          教育長 濱崎 徹          教育長職務代理者 藤本 英生          委員 糸野 聡史          委員 福村 尚子          委員 足立 敦子</p> <p>(関係者) 藤井寺市副市長 東野 桂司          教育部長 糟谷 健司          教育部理事兼次長 西村 光世          教育部次長兼教育総務課長 松本 照子          教育部次長兼生涯学習課長 大山 哲也          学校教育課長 重尾 隆之          文化財保護課長 杉多 克一          スポーツ振興課長 八木 淳一          図書館長 國頭 順子</p> <p>(事務局) 政策企画部長 田中 真          政策企画部次長 山本 晃司          政策推進課長 角森 慎也          政策推進課主幹兼チーフ 松田 陽介</p>
会 議 の 議 題	教育大綱について
会 議 の 要 旨	・教育大綱についての意見交換
会議録の作成方法	<input checked="" type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他 ( )
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
傍 聴 者 数	0人
そ の 他 必 要 事 項	

○事務局

ただ今より、第1回総合教育会議を開催させていただきます。

この総合教育会議は、設置要綱第6条の規定により、会議を公開することとなっておりますが、本日、会議の傍聴希望者はおられませんので、ご報告申し上げます。

本日の案件につきましては「藤井寺市教育大綱について」となっております。お配りしております資料につきまして、ご確認させていただきたいと思っております。

まずは、本日の会議次第、資料1といたしまして教育大綱スケジュール、資料2といたしまして藤井寺市教育大綱(修正案)、資料3といたしまして体系図、資料4といたしまして教育大綱・総合計画・教育振興基本計画の関係図、資料5といたしまして新旧対照表でございます。以上でございます。お揃いでしょうか。

それでは、ここからの進行を議長であります市長にお願いいたします。

○市長

皆さん、こんにちは。

本日は、令和元年度第1回の総合教育会議ということで、私が市長に就任をさせていただいて初めての総合教育会議でございます。教育委員の皆様におかれましては、本市の教育について大変いつもお世話になっております。また、お忙しい中、総合教育会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。総合教育会議は、教育委員会の皆さんと、本市の教育関連の課題や取組などについて議論する場でありますので、この会議を通じ連携強化を図って参りたいと考えております。

昨年、私が所信表明でも述べさせていただきましたとおり、教育の分野については、英語教育をはじめ、質の高い授業や学習指導の実現など、本市の子どもたちが輝ける未来のために教育を積極的に進めていきたいと思っております。

本日の議題でございますが、平成28年度に策定した藤井寺市教育大綱が、今年度に期間の終了を迎えますので、令和2年度からの大綱につきまして、私の考えを踏まえた方針案を作成いたしましたので、本日説明させていただきます。協議をしてもらいたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、案件の「教育大綱について」、事務局より、説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、藤井寺市教育大綱について説明させていただきます。

資料1をご覧ください。

本市の教育大綱につきましては、平成28年5月に策定し、令和元年度が終了年度となっております。

本日は、令和2年度からの藤井寺市教育大綱についてご協議いただきたいと思います。

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に、地方公共団体の長、つまり市長が総合教育会議において協議を行い、教育基本法第17条に記載されている国の教育振興基本計画を参酌して定めるという形となっております。

今回の令和2年度からの教育大綱については、現状を反映する形で修正をした上で、原則、現大綱の基本理念・基本目標等の内容を継続するものであり、資料2にて藤井寺市教育大綱の修正案をお示ししております。その点について、ご説明させていただきます。

資料3をご覧ください。

そちらに体系図がございますが、本市では、国の教育振興基本計画を参酌するとともに、第五次総合計画を踏まえ、藤井寺市教育振興基本計画の骨子となる部分をもって教育大綱として定めております。

国の教育振興基本計画については、平成30年6月に第3期教育振興基本計画については、第2期の「自立」、「協働」、「創造」の方向性を継承し、2030年以降の社会を展望した教育政策としており、取り組みをしている最中です。

次に、第五次総合計画との整合性についてです。資料1にお戻りください。第五次総合計画については、前

期計画が令和元年度末に終了し、令和2年度から令和5年度までの後期計画の策定を現在進めているところでございます。

第五次総合計画については、平成28年度から8年間の計画期間となっており、その基本構想については令和2年度からの後期基本計画においても引き続き変更はございません。

資料4をご覧ください。教育大綱の基本方針と第五次総合計画の基本構想を見ていただきますとすべて関係性があることをご確認いただけるかと思えます。総合計画では引き続き「つどい つながり 育つまち ふじいでら」をまちづくりの将来像としておりますので、教育大綱の基本理念の「つながり 輝き 未来を拓く こころ豊かに学べるまち 藤井寺」は、そのまま継続したものとなっております。

また、現在計画の期間中であります本市の教育振興基本計画との整合性につきましても、大綱の基本目標と振興計画の基本目標は、合致している形となっております。

以上のことから、教育大綱の基本理念、基本目標、基本方針につきましては、現地点の状況を反映させた修正をし、教育の継続の重要性の観点からも現教育大綱を基本的には継続していくことを提案させていただくものでございます。

つづきまして、大綱の変更点について説明いたします。資料2と資料5の新旧対照表をあわせてご覧ください。

まず、計画期間についてです。

資料2の1ページの3の教育大綱の期間で令和元年度までを計画期間としていましたが、令和5年度まで延長することとしております。

延長する理由としましては、本市の教育の振興のための施策の計画である藤井寺市教育振興基本計画の計画期間は平成35（令和5）年となっております。また先ほど申し上げましたとおり、藤井寺市総合計画の計画期間についても令和5年度までとなっていることから、大綱と教育振興基本計画また第五次総合計画の整合性からも期間をあわせておくこととしております。

つづきまして基本理念・基本方針についてです。

資料2の2ページの5の基本理念のつながりの説明文および3ページ7の基本方針の説明文、そして同じく基本方針の（1）の中の説明文のうち 学校や家庭、地域とのつながりや連携の記載がある箇所について、家庭、地域、保育所、学校園とのつながり、連携という形へ変更しております。現在、作成中であります第五次藤井寺市総合計画後期基本計画の内容の中でも記載を予定しておりますが、家庭、地域、そして子どもたちが幼児期を過ごす保育所や幼稚園と、つながり、連携し、学校教育の充実を図っていくため、文言の修正を行っております。

さらに、基本方針（1）の内容には、近年、自然災害が頻発していることやいじめ問題等による子どもの命に関わるニュースなどが聞こえてくることから、子どもたちが安全・安心に教育をうけることができるような環境づくりを行っていくことを追記し変更しております。

つづいて、（3）歴史文化の薫るまちづくりの説明文のうち、昨年、百舌鳥古市古墳群が世界文化遺産に登録されたことに伴い、そのことを追記したいと考えております。

今後、社会潮流の変化がある中においても、現在の大綱の理念、目標は、長期的に取り組むべき内容となっておりますので、新たな課題もあるかと思えますが、引き継ぐ形をとり、個別施策については、第五次藤井寺市総合計画後期基本計画や藤井寺市教育振興計画等に基づき、新たに取り組んでいく必要はあるものと考えております。以上でございます。

○市長

ただいまの事務局からの説明に対しまして、何かご意見等ございますでしょうか？

よろしいですか。では教育大綱につきましては、「了承」ということでよろしいでしょうか？

○委員一同

（一同了承）

## ○教育長

私から総括して一言よろしいでしょうか。

ただ今、平成28年度に策定された教育大綱について、その理念、目標、基本方針を変えることなく、令和5年度まで継続するというご説明を受けました。特段のご意見も無いようですので、教育委員会としましては、大綱の趣旨を深く受け止めまして、教育行政を進めてまいりたいと存じます。

改正点としまして、基本方針（1）で学校園、施設・設備の充実に触れていただきました。また、いじめ・不登校への対応にも触れておられます。総合教育会議が設置されました時の、大きな理由の一つとして、児童・生徒の生命や身体に被害が生ずるおそれがあるという事案については市長と教育委員会がともに協議するというものでございます。

安心して子どもを生み育て、未来を拓くまちづくりの中で、子どもの命を守るという決意を強く示されたことだと思えます。教育大綱の期間に関しましては、令和5年度まで延長という説明を受けました。ただし書きには、国及び大阪府の動向並びに社会情勢の変化に応じて必要な見直しを行うことになっているということでございます。

岡田市長の前文「はじめに」では、グローバル化、AI、プログラミング、外国語教育等社会の大きな変化への対応に言及をされております。

我々の認識も同じで、今回の学習指導要領の改訂の背景にソサエティ5.0時代が想定されておりますが、ますます社会は急激に急速に変化することが予測されております。

今後、これらの動向にも注目し、それらに柔軟に対応することが重要だと考えております。本市の教育振興基本計画も今回改定されます教育大綱を踏まえながら、整合性を合わせながら内容について検討をしていきたいと思っております。

教育大綱や教育振興基本計画は、策定することが最終目的ではございません。一方で子どもを取り巻く環境は、市長ご心配いただいておりますように、いじめ、不登校、貧困、虐待、支援が必要な子どもの増加、健康面ではアトピーやアレルギーなどの問題も生じております。教育委員会でも策定しております教育振興基本計画は、教育大綱の基本方針をより具現化するものであり、藤井寺の未来を拓く子どもたちのため、その具現化こそが重要であるというふうに考えているところでございます。教育委員会の責任をひしひしと感じているところでございます。

新しい教育大綱をもとに、教育振興基本計画も内容の検討を進めてまいりますが、目標が目標で終わることがないように、教育委員会は取組みを強化してまいりますので、岡田市長におかれましても、多大なるご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

## ○市長

ありがとうございます。子どもたちのために共にならばってまいりたいと思っておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

では、事務局に替わらせていただきます。

## ○政策推進課長

大綱につきましては、この場で了承していただきありがとうございます。

ここで私の方から今後の事務的なスケジュールにつきましてご説明をさせていただきます。今後でございますが、本日も協議いただきました藤井寺市教育大綱（修正案）の決裁手続を行います。教育大綱については、市長が定めるものとなっておりますので、市長決裁をいただきまして定めることとなっておりますので、その後必要な手続を行い、市民の皆様にご公表してまいりたいと考えております。大綱については以上になります。最後になりますが、その他、何かございませんでしょうか。

特にならなければ、これで本日の会議を終了させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

以上